

# 串本町下水道事業経営戦略

(令和8年度～令和17年度)



令和3年3月策定

令和8年3月改定

串本町

## 目次

1. 経営戦略策定・改定の目的	1
2. 下水道事業の現状と課題	3
(1) 事業の現況	3
① 施設	3
② 使用料	4
③ 組織	5
(2) 民間活力の活用等	5
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	6
3. 将来の事業環境	12
(1) 処理区域内人口の予測	12
① これまでの人口推移と将来予測	12
② 処理区域内人口の予測	13
(2) 有収水量の予測	13
(3) 施設の見通し	14
① 処理場	14
② 管渠	14
(4) 組織の見通し	14
4. 経営の基本方針	15
(1) 基本方針	15
(2) 取組・目標設定	16
5. 投資・財政計画(収支計画)	16
(1) 投資・財政計画(収支計画)	16
① 収益的収支	17
② 資本的収支	18
③ 現金預金残高	19
④ 企業債残高	19
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	20
① 収支計画のうち投資についての説明	20

②	収支計画のうち財源についての説明 .....	20
③	収支計画のうち投資以外の経費についての説明 .....	22
6.	投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要...	24
①	投資についての検討状況等 .....	24
②	財源についての検討状況等 .....	25
③	投資以外の経費についての検討状況等 .....	26
④	赤字解消及び経費回収率向上のためのロードマップ .....	27
7.	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	28
	別紙.....	29

## 1. 経営戦略策定・改定の目的

下水道は、公共用水域の水質保全に資するとともに、都市の健全な発達と住民の生活環境の向上に欠かすことのできない重要な役割を担っています。

串本町の下水道事業は、平成4年度に特定環境保全公共下水道として事業認可を受け、平成6年度より供用を開始しました。

下水道の処理区域である大水崎処理区は、「串本町総合リゾート開発構想」に基づく長期滞在型総合リゾート開発地区となっており、「ふるさとづくり特別対策事業」によって整備した野球場や多目的グラウンド、テニスコートを有する総合運動公園(サン・ナンタンランド)、住宅地やホテル等を収容する「第1団地」、宅地造成を行った「第2団地」及び「第3団地」、町立病院や災害対策用地、新庁舎建設用地を含む、延べ35haを計画区域としています。

本町の下水道事業は事業規模が小さく、一般会計からの繰入金に依存した運営を行っています。今後は人口減少時代の到来や少子高齢化の進行、節水型社会への移行により、使用料収入の減少が懸念されている一方で、供用開始から30年以上が経過した施設については、長寿命化や老朽化対策が必要となり、維持管理や更新に係る費用の増大が見込まれます。

このような状況の中、本町では令和3年3月に「串本町下水道事業経営戦略」を策定しました。経営戦略は、平成26年8月の総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、事業毎に策定することが求められており、地方公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画となるもので、3～5年に一度見直し(ローリング)を行うことが求められています。

策定から5年が経過し、この間、本町の下水道事業は令和6年4月に地方公営企業法を適用しました。法適用にともない企業会計方式を導入することにより、資産・負債や収支構造の見える化を図り、これまで把握しにくかった将来の更新負担や経営上のリスクをより明確に認識できる環境が整いました。

今般、新たな会計制度のもとで得られる経営情報を活用し、人口減少や施設の老朽化、近年の物価高騰といった経営課題を「投資・財政計画(収支計画)」に反映し、将来にわたり下水道サービスを安定的に提供していくための中長期的な経営の方向性を示すべく、「串本町下水道事業経営戦略」を改定します。

本経営戦略の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

## 串本町の概要

令和7年3月末日現在

項目		内容
人口 ・世帯数	全域	13,758人(男:6,556人、女:7,202人)・7,847世帯
	処理区域内 (サンゴ台)	566人
下水道処理人口普及率		4.1% (和歌山県:30.8% 全国:81.8%)
面積		135.67k m <sup>2</sup> (本土:126.2k m <sup>2</sup> 、大島:9.47k m <sup>2</sup> )
位置		北緯33° 28′ 東経135° 47′ (役場本庁舎所在地)

平成17年4月に「旧串本町」と「旧古座町」が合併し、現在の「串本町」となりました。



ラムサールの海



潮岬の灯台

## 2. 下水道事業の現状と課題

### (1) 事業の現況

町の中心地となる市街地や新しく開発した地域に面した海域には、全国でも最大規模の浅海養殖漁場が広がっていますが、家庭雑排水による海の汚れが深刻な問題となっていました。そこで、生活環境、都市環境の改善を目的とした「串本町公共下水道基本計画」を策定し、平成4年度に市街地を中心とした 172ha のうち、開発地域を含んだ 22ha の事業認可を受けて事業に着手し、平成6年度から供用開始して以降、整備区域を拡大してきました。

しかし、区域内の宅地造成・開発が完了したことや、近年の人口減少等、社会情勢の変化を踏まて、計画諸元を見直し、現在は全体計画面積を 35ha としています。

令和6年度末現在の整備状況は、整備済み面積 33ha(整備率 94.3%)、処理区域内人口 566 人(水洗化率 100%)となっています。

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年度 (供用開始後 31 年)	法適(全部適用・ 一部適用)非適の 区分	一部適用 (令和6年4月1日)
処理区域内人口密度	17.2 人/ha	流域下水道等へ の設続の有無	無
処理区数	1 (大水崎処理区)		
処理場数	1 (大水崎浄化センター)		
広域化 <sup>1</sup> ・共同化 <sup>2</sup> 最適 化 <sup>3</sup> 実施状況	広域化:無 、 共同化:無 、 最適化:無		

<sup>1</sup> 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

<sup>2</sup> 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)事務の一部を共同して監理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

<sup>3</sup> 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。


## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>10 m<sup>3</sup>までを基本水量として基本料金に含め、超過した水量に応じて段階的に1立方メートルあたりの単価が高くなる累進従量制となっています。(平成 31 年4月1日改定)</p> <p style="text-align: center;"><b>基本使用料+2段階累進従量制超過使用料+消費税</b></p> <p><b>料金体系表 (税抜)</b></p> <table border="1" data-bbox="531 712 1362 987"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金(1ヶ月)</th> <th colspan="2">超過料金(1m<sup>3</sup>につき)</th> </tr> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10 m<sup>3</sup>まで</td> <td rowspan="2">1,200 円</td> <td>10 m<sup>3</sup>を超え 100 m<sup>3</sup>までの分</td> <td>180 円</td> </tr> <tr> <td>100 m<sup>3</sup>を超える分</td> <td>220 円</td> </tr> </tbody> </table>			基本料金(1ヶ月)		超過料金(1m <sup>3</sup> につき)		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	10 m <sup>3</sup> まで	1,200 円	10 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分	180 円	100 m <sup>3</sup> を超える分	220 円
基本料金(1ヶ月)		超過料金(1m <sup>3</sup> につき)															
排除汚水量	金額	排除汚水量	金額														
10 m <sup>3</sup> まで	1,200 円	10 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分	180 円														
		100 m <sup>3</sup> を超える分	220 円														
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>公衆浴場汚水(公衆浴場衛生基準等に関する条例(昭和 23 年和歌山県条例第 41 号)第1条の2に規定するその他の公衆浴場を除く)については、町民の公衆衛生に資するため、別途料金を定めています。</p> <p style="text-align: center;"><b>排除汚水量1m<sup>3</sup>につき 10 円+消費税及び地方消費税</b></p> <p>また、一定の基準を超える水質の汚水を排除する使用者に対しては、排除する水質に応じて算出した使用料を加算します。</p>																
<p>条例上の使用料<sup>4</sup> (20 m<sup>3</sup>あたり) (税込)</p>	<p>令和 4 年度 3,300 円</p>	<p>実質的な使用料<sup>5</sup> (20 m<sup>3</sup>あたり) (税込)</p>	<p>令和 4 年度 4,234 円</p>														
<p>令和 5 年度 3,300 円</p>	<p>令和 5 年度 4,268 円</p>																
<p>令和 6 年度 3,300 円</p>	<p>令和 6 年度 4,225 円</p>																

<sup>4</sup> 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

<sup>5</sup> 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職員数	担当職員1名
事業運営組織	<p>小規模な区域に限られているため水道課で管理運営を行っています。</p> <p>下水道に関する業務の担当者は1名です。</p>  <pre> graph LR     A[水道課] --- B[工務グループ]     A --- C[業務グループ]     C --- D[下水道担当職員 1名]             </pre>

## (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	大水崎浄化センター運転管理業務、汚泥貯留槽等清掃業務、水質検査業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 <sup>6</sup> (下水熱・下水汚泥・発電等)	—
	イ 土地・施設等利用 <sup>7</sup> (未利用土地・施設の活用等)	—

<sup>6</sup> 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

<sup>7</sup> 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 経営比較分析表: 別紙1 参照

経営比較分析表は、経営の健全性・効率性及び施設の老朽化の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や類似団体との比較分析から経営の現状及び課題を把握することを目的に作成し公表しています。

なお、企業会計方式による決算は令和6年度の1期のみであるため、経年比較は実施していません。

#### 1) 経営比較分析表に係る経営指標の説明

##### 経営の健全性・効率性

##### ① 経常収支比率

指標の意味	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合は、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。
算定式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
令和6年度	95.07% (類似団体平均103.79%)
分析・評価	令和6年度は100%を下回って赤字となりました。100%を割る状況が続けば、事業運営に支障をきたすこととなるため、100%以上となることを目指して経営の改善に取り組んでいく必要があります。

##### ② 累積欠損金比率

指標の意味	営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を表す指標です。 累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。
-------	---

算定式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
令和6年度	12.57% (類似団体平均53.87%)
分析・評価	令和6年度決算は未処理欠損金が発生しました。損益赤字が続くと累積欠損金も増大するため、赤字解消に向けた経営改善の取組が必要です。

### ③ 流動比率

指標の意味	<p>短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。</p> <p>1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。</p>
算定式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
令和6年度	96.43% (類似団体平均46.37%)
分析・評価	100%を下回っており、支払能力は高くありません。資金収支不足を一般会計からの基準外繰入金で補てんしている状況であるため、一般会計に頼らず独立採算で支払資金を確保できるよう経営改善を行う必要があります。

### ④ 企業債残高対事業規模比率

指標の意味	<p>使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。</p>
算定式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$

令和6年度	304.21% (類似団体平均1062.58%)
分析・評価	供用開始後31年が経過し、整備当初に発行した企業債の償還が終わりつつあります。このため、当指標は類似団体と比較して低い水準となっています。

### ⑤ 経費回収率

指標の意味	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。</p> <p>経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$
令和6年度	58.89% (類似団体平均80.36%)
分析・評価	100%を下回っており、使用料で賄うべき汚水処理費が使用料で賄えていない状況です。安定的な経営を維持するためには、汚水処理費を削減するとともに、適正な使用料収入の確保に努める必要があります。

### ⑥ 汚水処理原価

指標の意味	<p>有収水量1m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$
令和6年度	326.08円 (類似団体平均201.33円)

分析・評価	類似団体と比較しても高く、今後、物価上昇等による汚水処理費の増加や人口減少等に伴う有収水量の減少によって、汚水処理原価は益々高くなっていくことが予想されます。今後も経費を削減する取組を継続していく必要があります。
-------	--

## ⑦ 施設利用率

指標の意味	<p>施設・設備が1日に対応可能な処理能力に対する、1日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。</p>
算定式	$\frac{\text{晴天時 1 日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
令和6年度	36.20% (類似団体平均44.79%)
分析・評価	施設利用率は4割に満たない水準であり、施設・設備の能力が十分に活用されていない状況にあります。人口減少に伴い処理水量も減少していく見通しであるため、更新の際には将来の人口減少を踏まえた施設規模へのダウンサイジングやスペックダウン、処理方法の抜本的見直しを含めた検討を行う必要があります。

## ⑧ 水洗化率

指標の意味	<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。</p> <p>公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいといえます。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の確保の点からも、水洗化率向上の取組が必要です。</p>
-------	---

算定式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
令和6年度	100.00% (類似団体平均88.68%)
分析・評価	処理区域内では水洗化率が100%に達しているため、汚水処理の点からは適切に処理が行われている状態です。今後ともこの状態を維持できるよう取組んでいく必要があります。

## 老朽化の状況

### ① 有形固定資産減価償却率

指標の意味	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。 明確な数値基準はありませんが、一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築(更新・長寿命化)等の必要性を推測することができます。
算定式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
令和6年度	4.67% (類似団体平均34.59%)
分析・評価	法適用に際しては、法適用前の減価償却累計額に相当額する額は考慮されないため、この指標は資産の老朽化の実態を適切に表していません。供用開始から31年が経過しているため、処理場の機械設備等を中心に老朽化が進んでいる状況です。

### ② 管渠老朽化率

指標の意味	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。 明確な数値基準はありませんが、一般的に、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。
算定式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$

令和6年度	0.00% (類似団体平均0.10%)
分析・評価	法定耐用年数の50年を経過した管渠はないため、当指標は0%となりました。直ちに布設替えしなければならない状況ではありませんが、重要度や健全度に応じた計画的な補修・保全を行っていく必要があります。

### ③ 管渠改善比率

指標の意味	当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。 明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。
算定式	$\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
令和6年度	0.00% (類似団体平均0.27%)
分析・評価	供用開始から31年が経過したところであり、老朽管とされるものはないため、管渠の更新・改良・修繕は行っていません。更新時期の平準化を行うため、今後、重要度や健全度に応じた計画的な補修・保全を行っていく必要があります。

## 2) 経営比較分析表を活用した現状分析総評

串本町の下水道事業は、平成4年度に事業着手し、平成6年度より供用開始となりました。令和6年度末現在、全体整備計画35haに対して整備済み面積33haで、整備進捗率は94.3%、水洗化率は100%となっております。

経営については、使用料収入だけでは賄えず一般会計からの基準外繰入金により赤字補填をしている状況です。水洗化率が100%に達していることから、今後は処理区域内人口の減少にともなって、使用料収入も減少してくことが予想されます。より一層の経費削減を行うとともに、使用料の見直しを検討する等により経営の健全化を図る必要があります。

老朽化の状況については、平成6年度の供用開始から31年が経過したところであり、処理場の機械電気設備を中心に、徐々に老朽化が進んでいます。現在は、必要な更新を行うとともに、適切な補修・保全によって施設の長寿命化を図っています。更新の際には、今後の人口減少を踏まえた適切な規模・スペックの施設設備にしていく必要があります。

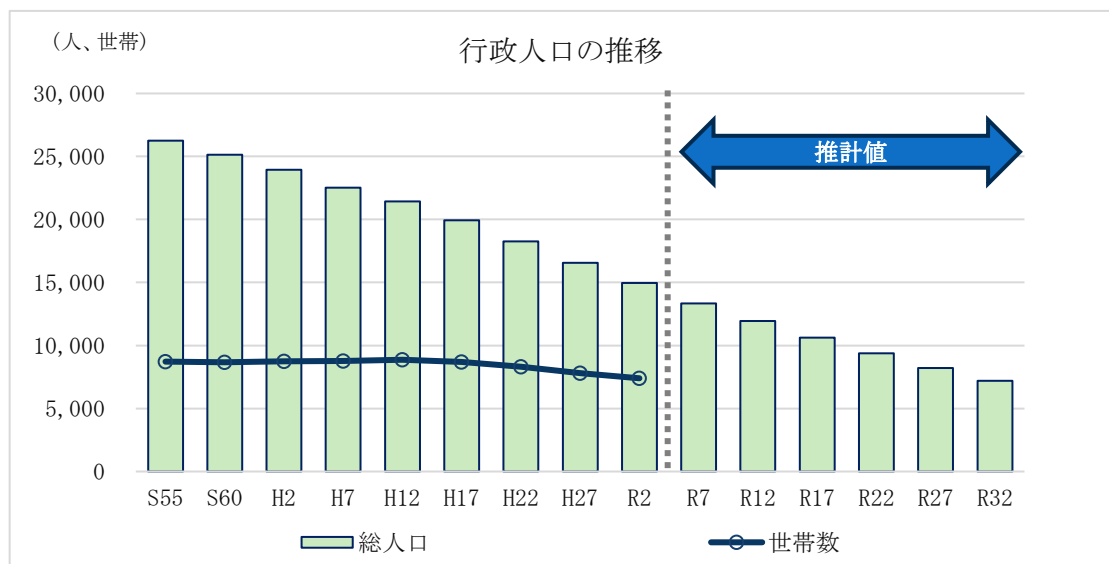
### 3. 将来の事業環境

#### (1) 処理区域内人口の予測

##### ① これまでの人口推移と将来予測

串本町の行政人口は昭和 55 年(1980 年)には2万6千人を超えていましたが、令和 2年(2020 年)には1万5千人を下回り、右肩下がりの状況が続いています。

今後もこの傾向は続く予想されており、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)より示されている『日本の地域別将来推計人口』によりますと、令和 32 年(2050 年)には7千人程となり、現在の人口から半減することが予測されています。



#### 将来人口推計

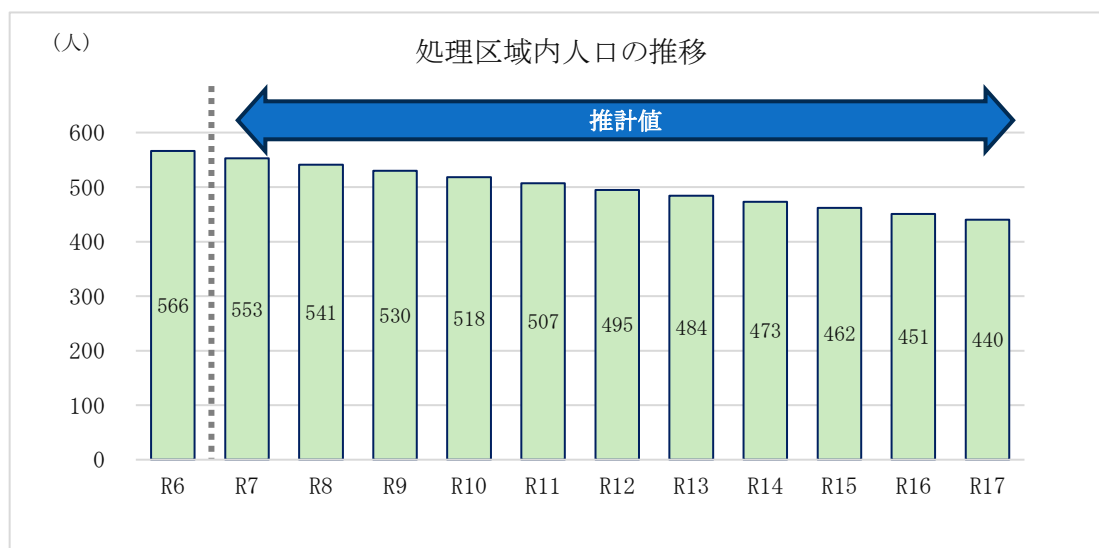
(単位：人)

	R2年 (2020)	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)	R27年 (2045)	R32年 (2050)
男	7,140	6,476	5,885	5,313	4,764	4,258	3,807
女	7,819	6,869	6,069	5,321	4,618	3,966	3,381
総人口	14,959	13,345	11,954	10,634	9,382	8,224	7,188

出典：国立社会保障・人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口』令和5年推計

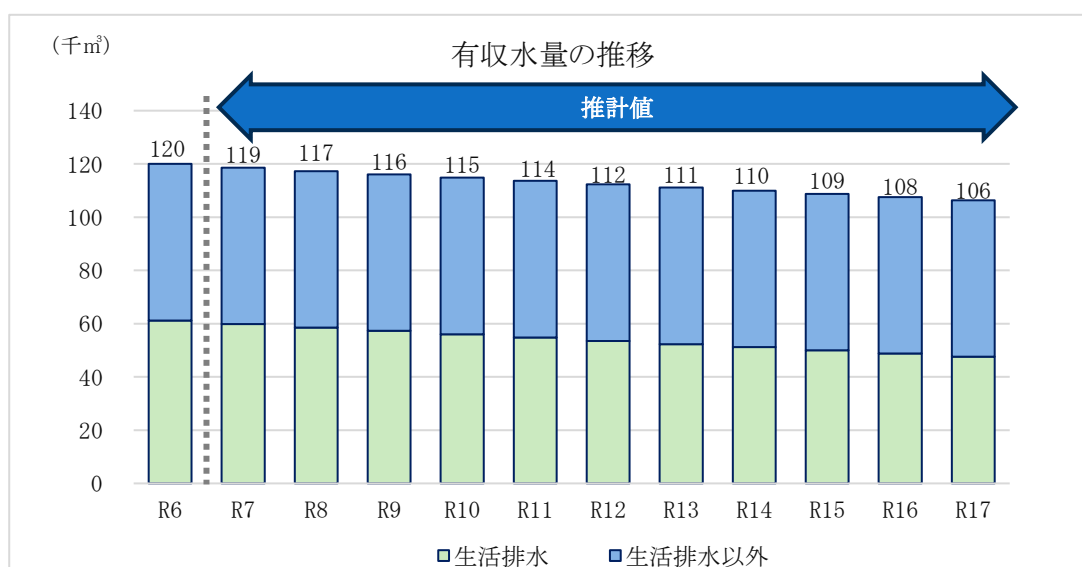
## ② 処理区域内人口の予測

大水崎処理区域内(サンゴ台)の人口は、宅地造成によって増加傾向でしたが、現在はそれも完了して区画も埋まっていることから、今後は減少していくことが予測されます。



## (2) 有収水量の予測

処理区域内には宿泊施設や病院、温泉などの大型施設があり、これらの大口使用者による有収水量が全体の約半分を占めています。人口減少に伴う有収水量の減少が予測される一方、大口使用者の排水量は概ね一定で推移するものと想定しています。



### **(3) 施設の見通し**

#### **① 処理場**

平成6年10月の供用開始から31年が経過しています。

機械電気設備を中心に法定耐用年数を超えて使用しているものもあり、重大な故障が発生する前に修繕や更新などの適切な対応が必要です。

今後はストックマネジメント計画にもとづき、重要度・緊急度の高いものから優先して更新や長寿命化対策を行い、全体のライフサイクルコストの低減を目指します。

#### **② 管渠**

平成4年度より事業着手しており令和6年度末の布設延長は3kmです。

下水道管の法定耐用年数は50年とされており計画期間内に更新時期は訪れませんが、定期的な点検を行い、適切な維持管理により長寿命化が図れるように努めます。

### **(4) 組織の見通し**

現在、公共下水道に関する業務は水道課の職員が他業務と兼務しながら行っています。

今後も事業規模は大きく変わらないため、現在と同様に他業務と兼務しながら少人数での管理運営を行っていくことを想定しています。人事異動等により職員が代わってもノウハウ等の継承が行えるようにマニュアル作成、業務の見える化や共有等の環境整備を行っていきます。

## 4. 経営の基本方針

### (1) 基本方針

今後処理区域内人口は減少し、使用料収入の確保がさらに厳しくなることが予想されます。将来にわたって持続可能な下水道事業を実現するために次の2つを基本方針とし事業運営に取り組んでいきます。

#### ① 安定的な事業運営に努めます

下水道事業は地域住民に直接的な影響を及ぼす生活基盤事業です。

人口減少や節水型社会の進行により使用水量の減少に伴う使用料収入の減収が予想される中で、安定的な下水道事業を継続していくために、施設に関する委託・修繕等の合理化・効率化による維持管理費の削減や使用料水準の見直し等に取り組み、健全な事業運営を図りながら、放流先の「大型浅海養殖漁場」海域の水質保全等、広く公共用水域の水質汚濁防止に寄与し、住民の快適で安全・安心なまちづくりに貢献します。

#### ② 快適な暮らしを支える生活基盤の推進に寄与します

平成6年10月の供用開始から31年が経過し、管渠の法定耐用年数にはまだ余裕があるものの、処理場の機械電気設備を中心に老朽化が進んでいます。下水道は町民の生活と環境保全に欠かせない重要なライフラインであるため、計画的な修繕や更新が必要です。ストックマネジメント計画に基づき、施設の重要性や劣化状況、財政状況に応じた優先度を検討したうえで、予防保全型の維持管理に努めます。

## (2) 取組・目標設定

基本方針を達成するため、具体的な取組と目標値を設定します。

- 少なくとも5年に一度、課内で使用料の見直しを行い、中長期的な視点で使用料改定が必要と判断される場合、条例改正に向けた取組を行います。
- 特に金額が多額となる業務委託や工事発注等において、経費削減の可能性を検討したうえで予算作成を行います。また、職員は常に経費削減の意識を持って日々の職務を実施していきます。
- スtockマネジメント計画に基づき、重要度や緊急度に応じた更新や予防保全型の維持管理を行っていくことにより、ライフサイクルコストの低減に取り組めます。

評価指標	基準値 (令和6年度)	中間目標 (令和12年度)	最終目標 (令和17年度)
経常収支比率	95%	100%以上	100%以上
経費回収率	59%	90%	100%

## 5. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)

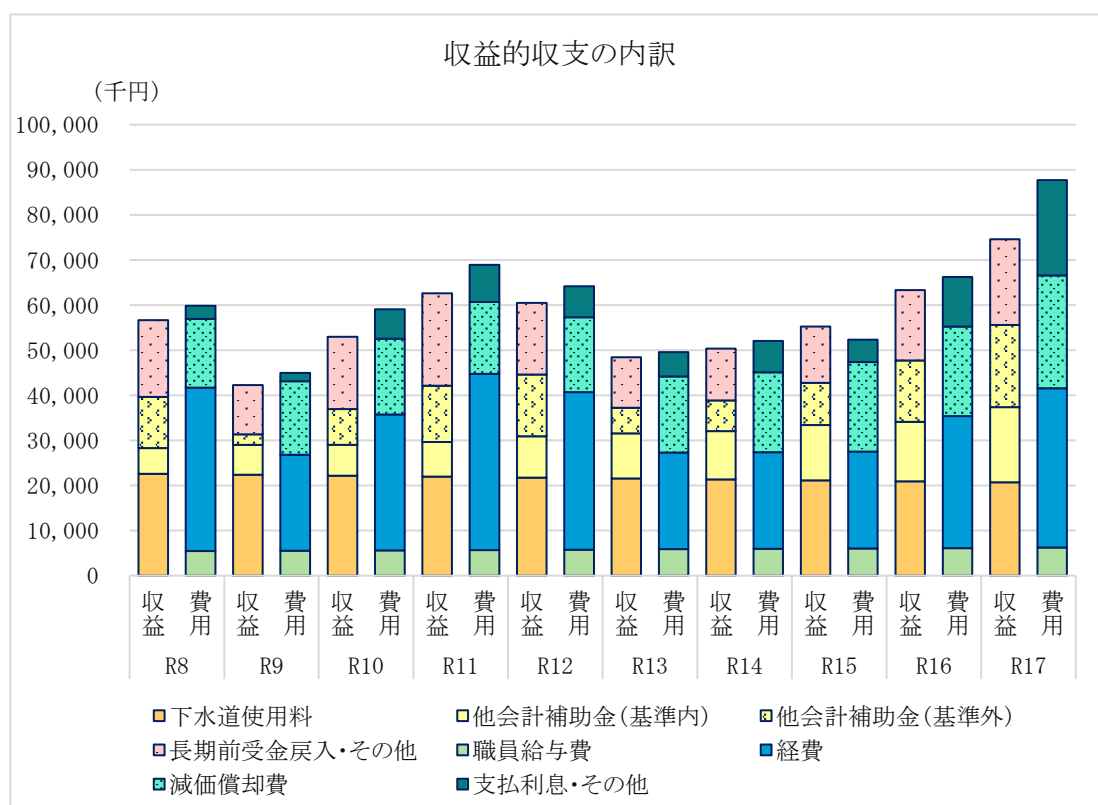
※ 投資・財政計画(収支計画): 別紙2 参照

収支計画の策定にあたっては、今後の人口減少を踏まえて積算した下水道使用料と、将来の物価上昇等を見越して積算した経費、更新需要を踏まえた所要の事業費をもとに50年間の試算を行っており、別紙2の収支計画はそのうちの10年間分(令和8年度～令和17年度)です。

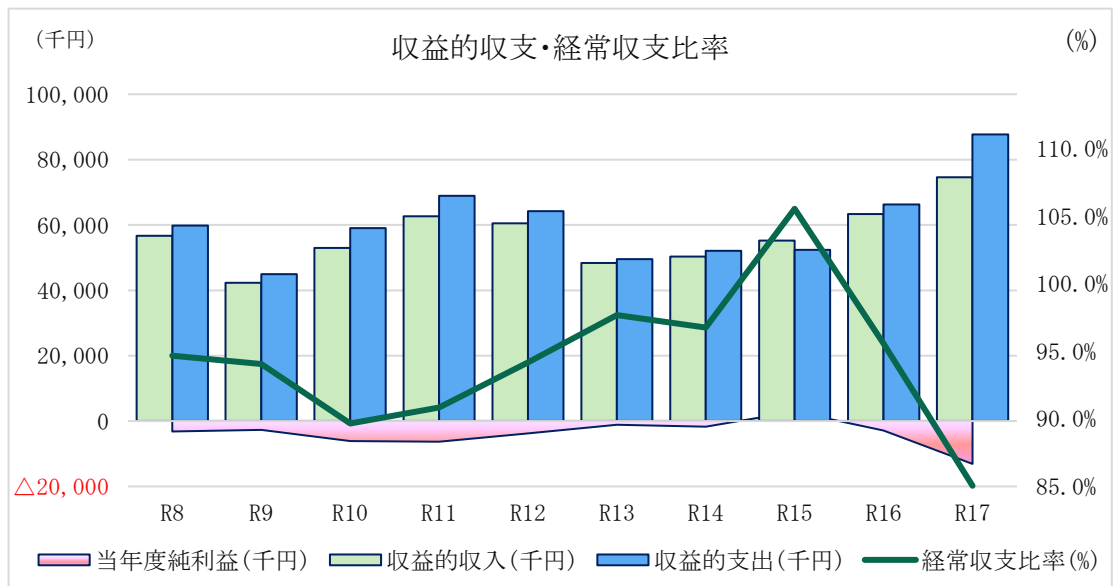
## ① 収益的収支

収益的収入は主に下水道使用料、他会計補助金（一般会計からの繰入金）、および長期前受金戻入で、他会計補助金には繰出基準外の繰入金も含まれています。

収益的支出は主に職員給与費、動力費・委託料等の経費、減価償却費および支払利息です。



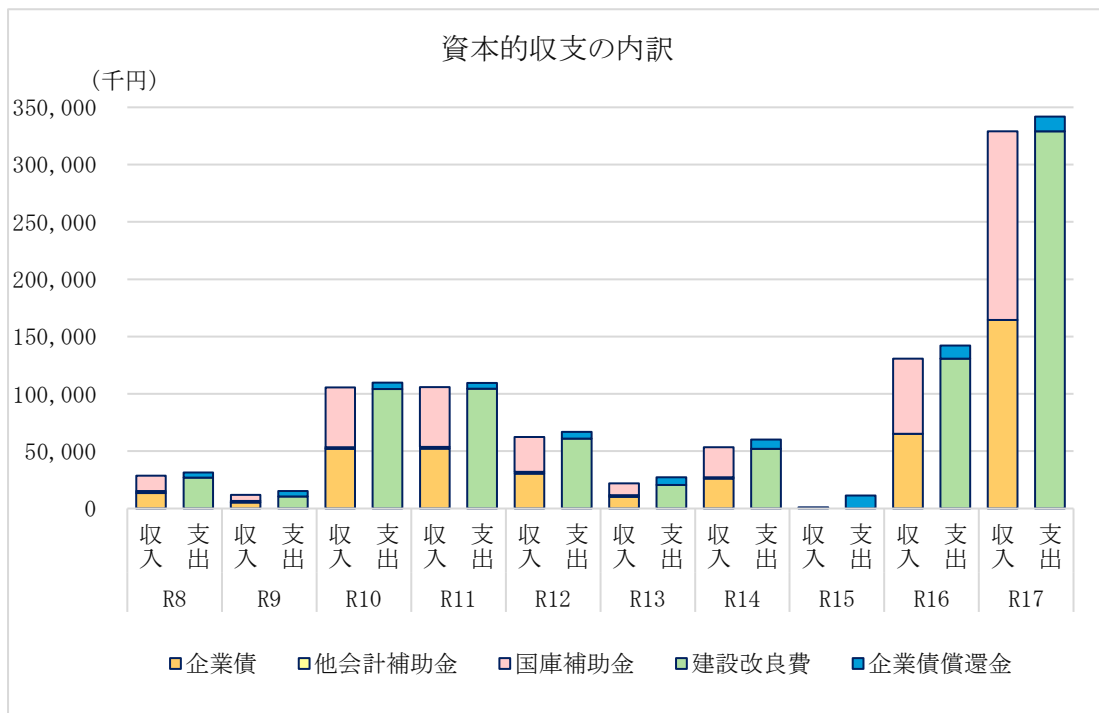
収益的収支は、各年度でバラツキがあるものの、概ね赤字決算(当年度純損失)となることが予測されます。使用料収入および基準内繰入金のみでは費用が賸えずに資金不足となるため、基準外繰入金により補てんしており、経営的には健全と言えない状況が続く見通しです。



## ② 資本的収支

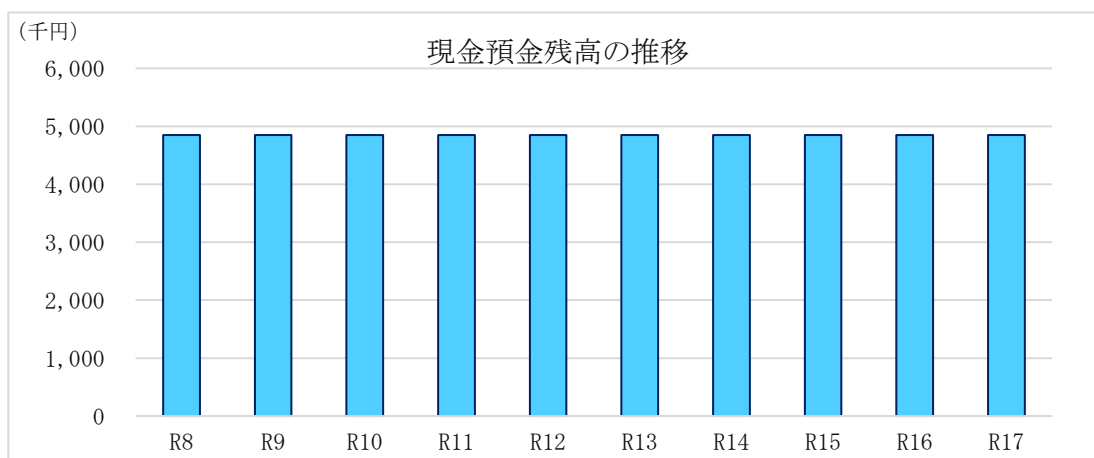
資本的支出は、建設改良費および企業債償還金です。建設改良費の財源として企業債、国庫補助金を、企業債償還金の財源として他会計補助金を見込んでいます。

資本的支出が資本的収入に不足する額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんします。



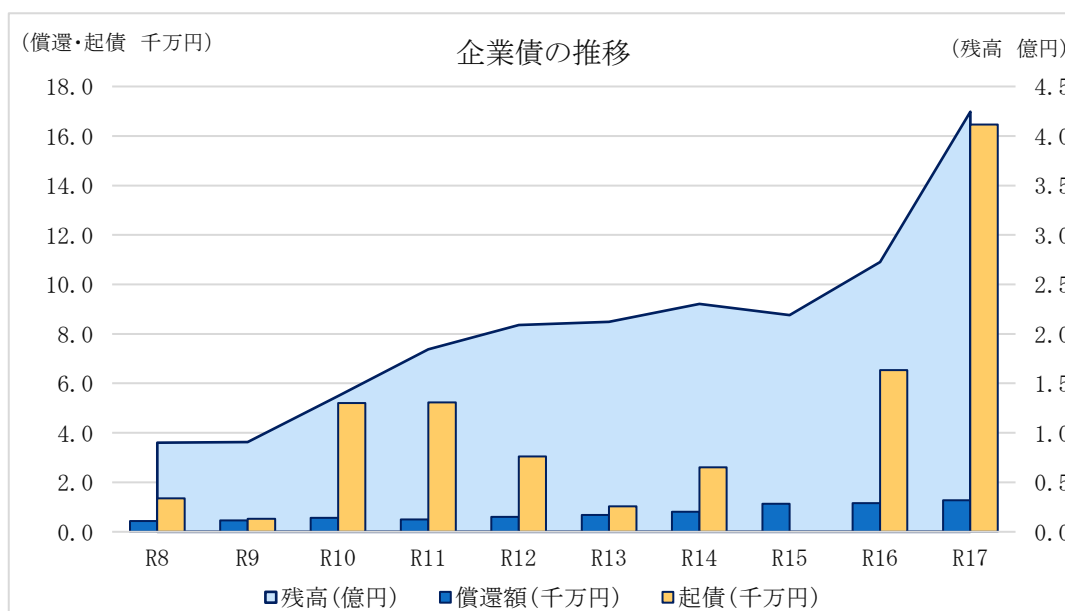
### ③ 現金預金残高

資金収支不足が発生する場合は一般会計繰入金で補てんすることとなります。毎年度資金収支不足が発生する見込みであるため、一般会計繰入金で補てんすることによって現金預金残高を維持する状態が続く見通しです。



### ④ 企業債残高

計画期間内に事業を実施する計画であるため、財源として企業債を発行します。このため残高は増加していく見通しです。

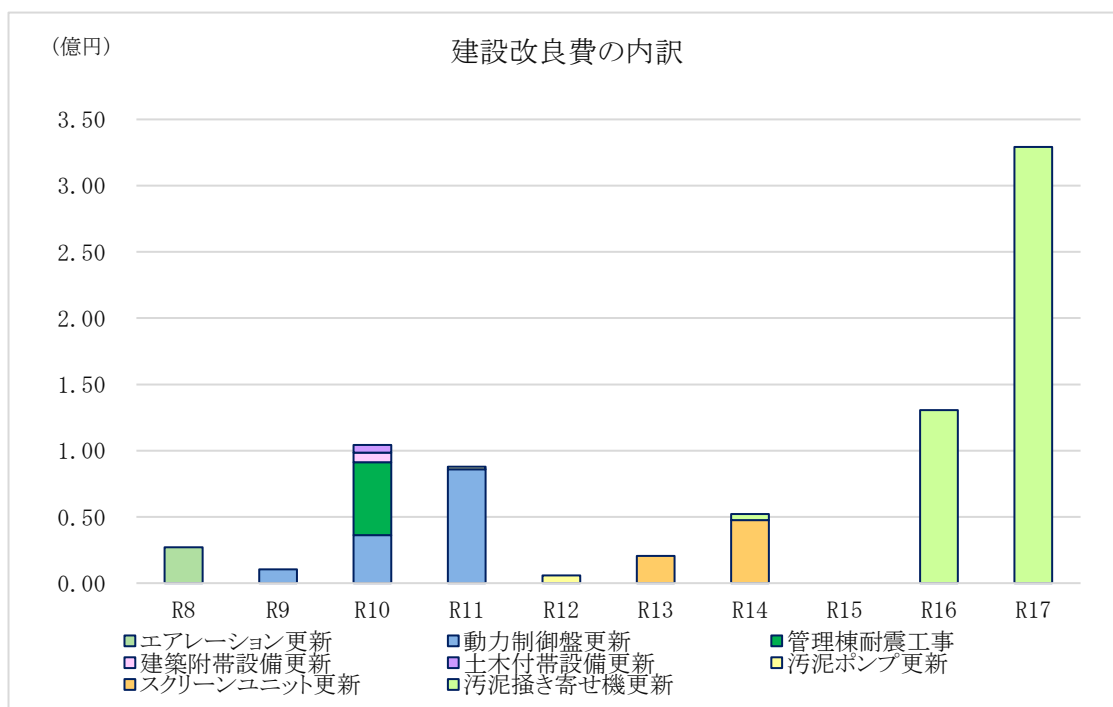


## (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

処理場施設は供用開始から 31 年が経過し、機械電気設備などの更新や修繕が必要な時期となっています。今後はストックマネジメント計画に基づき、重要度や緊急度の高いものから優先して更新していきます。

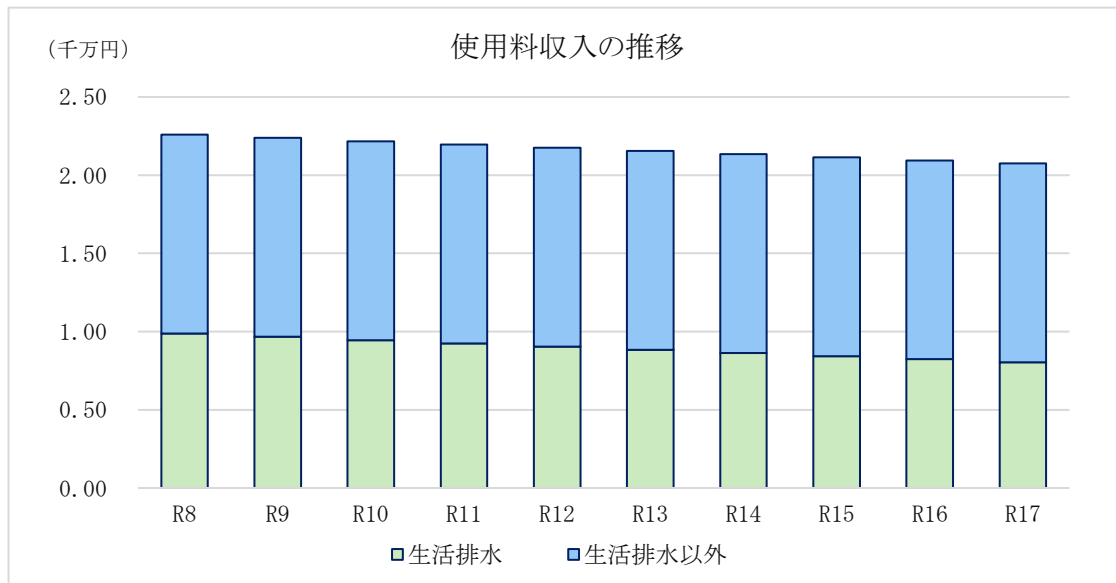
計画期間(令和8年度から令和 17 年度)においては、エアレーション、動力制御盤、汚泥ポンプ、スクリーンユニット、汚泥掻き寄せ機の更新および施設の耐震工事等を計画しています。計画期間における事業費は総額で約8億4千万円を見込んでおります。



### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ア. 使用料収入

下水道使用料は、現行の料金体系が継続する前提で、使用料単価に有収水量を乗じて算定しています。今後の人口減少等に伴う有収水量の減少により使用料収入の減収が予想されます。



#### イ. 企業債

建設改良費の財源として、事業費の2分の1の起債を見込んでいます。

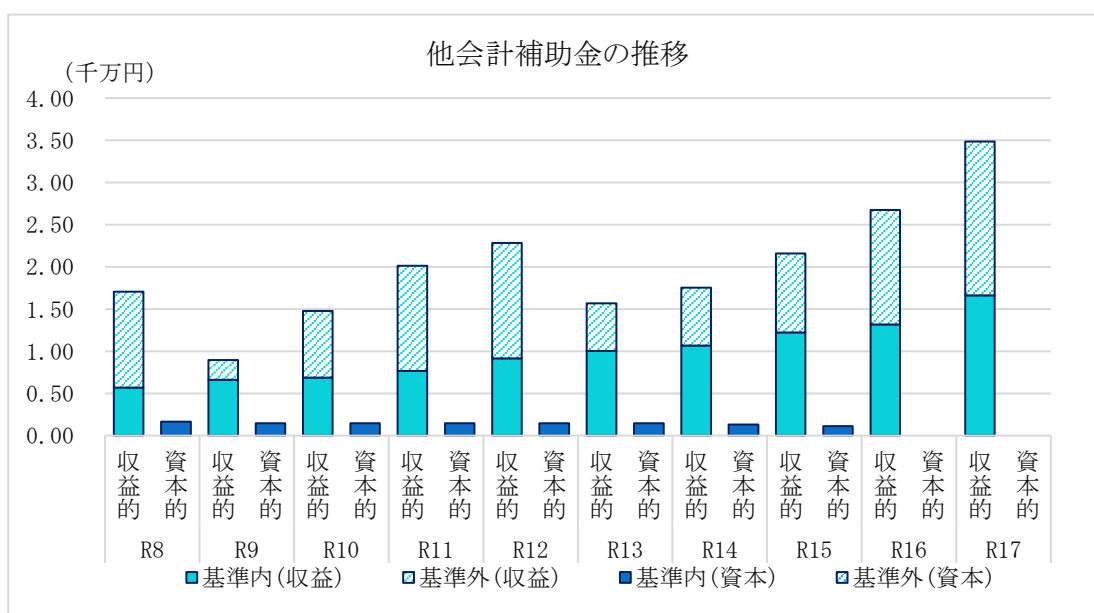
#### ウ. 国庫補助金

建設改良費の財源として、事業費の2分の1の国庫補助金交付を見込んでいます。

#### エ. 他会計補助金(一般会計繰入金)

総務省の「繰出基準」で示されている基準内繰入金のほか、資金収支不足が生じない範囲での繰入金を基準外繰入金として計上しています。

使用料収入の減少と経費支出の増加により、下水道事業単独では資金収支不足が増大するため、繰入金は増加していく見通しとなっています。



### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ア. 職員給与費

職員数に一人当たりの給与費を乗じて算出しました。職員数は変わらない想定です。一人当たりの給与費は、過去の人事院勧告の改定率を参考にしたベースアップを見込んで計上しています。

#### イ. 動力費

汚水処理量1m<sup>3</sup>あたりの動力費に、将来の予測汚水処理量を乗じて算出しました。1m<sup>3</sup>あたりの単価については令和6年度の決算値から算出した単価を基準に、物価上昇を加味しています。将来の予測汚水処理量は有収水量に連動するものとして予測しました。

#### ウ. 修繕費

令和6年度決算値を基準とし、物価上昇による増加を見込んでいます。

#### エ. 委託料

委託料のうち汚泥貯留槽等清掃業務費については、物価上昇を加味した単価(汚泥処分量1m<sup>3</sup>あたりの費用)に予測汚泥処分量を乗じて算出しました。

その他の毎年度経常的に発生する委託料は、令和7年度の見込額を基準とし、物価上昇による増加を見込んで計上しました。

また、単年度で発生が見込まれる委託料については所要額を計上しています。

#### オ. その他の経費

原則として令和6年度決算値を基準とし、物価上昇による増加を見込んでいます。

#### カ. 減価償却費および長期前受金戻入

令和6年度までに実施した事業に係る減価償却費および長期前受金戻入の将来予測額については、固定資産システムにより算出した金額を計上しています。

令和7年度以降に実施予定の事業に係る減価償却費および長期前受金戻入については、次の耐用年数により計算した金額を計上しています。

建物の耐震工事 … 50年

機械装置の更新 … 20年

#### キ. 支払利息

令和6年度までに発行した企業債の償還額および利息については、各企業債の償還条件に応じて計算された額を計上しています。

令和7年度以降に発行予定の企業債については、次の償還条件により計算した額を計上しています。

	償還期間	償還方法	年利
下水道事業債 (耐震工事)	30年 据置期間 5年	元利均等	2.85%
下水道事業債 (機械装置更新)	15年 据置期間 3年	元利均等	1.95%

## 6. 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### ① 投資についての検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>広域化・共同化・最適化について、現段階で実施する予定はありません。</p> <p>しかし、長期的にみた場合、今後は人口減少が進んでいくことを踏まえて、公共下水道に限らない処理施設の在り方を含めた検討を行っていく必要があります。</p>
投資の平準化に関する事項	<p>ストックマネジメント計画に基づく中長期の更新需要や、財政収支見通しを踏まえて、予防保全型の維持管理のための投資を実施していきます。</p>
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	<p>国土交通省は「ウォーターPPP の推進について」において、下水道事業への民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式である管理・更新一体マネジメント方式による民間委託を推進しています。</p> <p>令和9年度以降の污水管の改築に係る国費支援の要件とされていることを踏まえ、他市町の導入事例などを調査し、本町においても活用できるか検討していきます。</p>
その他の取組	<p>近年、下水道事業におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)、グリーントランスフォーメーション(GX)が推進されています。</p> <p>本町においても、今後、他市町の導入事例などを参考に、費用対効果が高いと思われるシステムや設備等については、導入の可否を検討していきます。</p>

## ② 財源についての検討状況等

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p><b>別紙3 原価計算表</b>において、現行の使用料体系のまま据え置くことを前提に、使用料算定期間(令和8年度から令和12年度までの5年間)の使用料対象経費に対する使用料収入の水準を算定したところ、6割程度となる見通しとなりました。(なお、資産維持費については現時点で適切な水準が整理できていないため計上していません。)</p> <p>このことは、本来、使用料収入で賄うべき費用が使用料収入では賄えておらず、他の収入(主に一般会計からの繰入金)によって補てんされることを意味します。</p> <p>経費負担区分を前提とした独立採算制を基本とする公営企業においては適切な使用料を設定し、使用料で経費を賄うことが求められます。</p> <p>今後、下水道設備の更新や物価上昇などの影響により汚水処理費が増加していくことが予測されているため、定期的な使用料の見直しを行っていきます。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>—</p>
<p>その他の取組</p>	<p>(企業債)</p> <p>企業債残高は増加していく見通しですが、適切な範囲での借入にとどめ、財務的な安全性を確保していけるよう留意します。</p> <p>(一般会計繰入金)</p> <p>一般会計から多額の繰入を行うことは町財政を圧迫する要因となるため、使用料の見直しや更なる経費の削減に努めることで赤字補てんとしての基準外繰入金を減らせるよう経営努力を行います。</p> <p>(国庫等補助金)</p> <p>社会資本整備総合交付金等の交付要件や申請手続き等に関する情報収集に努め、国庫等補助金を最大限活用していきます。</p>

### ③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	これまで大水崎浄化センター運転管理業務、汚泥貯留槽等清掃業務、水質検査業務などを民間委託し運営を行ってきました。今後も経済性と技術承継の面も考慮し、委託する業務範囲や委託方法について検討していきます。
職員給与費に関する事項	町全体の財政状況や経済情勢により変動することが予想されますが、効率的な業務の遂行に向けて業務体制の適正化を図ります。
動力費に関する事項	最適な施設稼働を行うことにより動力費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	必要量の的確な把握に努め無駄のない運用に努めます。
修繕費に関する事項	今後、施設設備等の老朽化が進み、修繕範囲が増加していくことが予想されます。適切なタイミングで修繕を行うことにより長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減に努めます。
委託費に関する事項	委託業務について、業務内容の精査を行い費用削減の可能性を検討していきます。
その他の取組	—

#### ④ 赤字解消及び経費回収率向上のためのロードマップ

計画期間において、損益は赤字基調で推移し、累積欠損金が増加傾向となることが予測されますので、今後、安定した黒字化に向けた経営改善の取組を実行していきます。

具体的な取組として、「経費回収率向上に向けたロードマップ」を示します。

なお、「経費回収率向上に向けたロードマップ」は、令和2年7月 22 日付で国土交通省から発出された事務連絡に基づいて作成します。

#### ア. 業績目標

経費回収率が計画期間内に100%以上になるよう、経費削減に取り組み、投資計画の随時見直しを行うとともに、使用料の見直しにも取り組みます。

#### イ. 経費回収率向上に向けたロードマップ

		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略の見直し						●					●
使用料の見直し	具体的取組	5年に一度、課内で使用料の見直しを行い、中長期的な視点で使用料改定が必要と判断される場合、条例改正に向けた取組を行う。									
	実施時期		→ 見直し検討			● 改定			→ 見直し検討		● 改定
経費削減への取組	具体的取組	特に金額が多額となる業務委託や工事発注等において、経費削減の可能性を検討したうえで予算作成を行う。また、職員は常に経費削減の意識を持って日々の業務を実施する。									
	実施時期	→ 継続実施									
	具体的取組	ストックマネジメント計画に基づいた計画的な投資を行い、ライフサイクルコストの低減に取り組む。									
	実施時期	→ 継続実施									

## 7. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

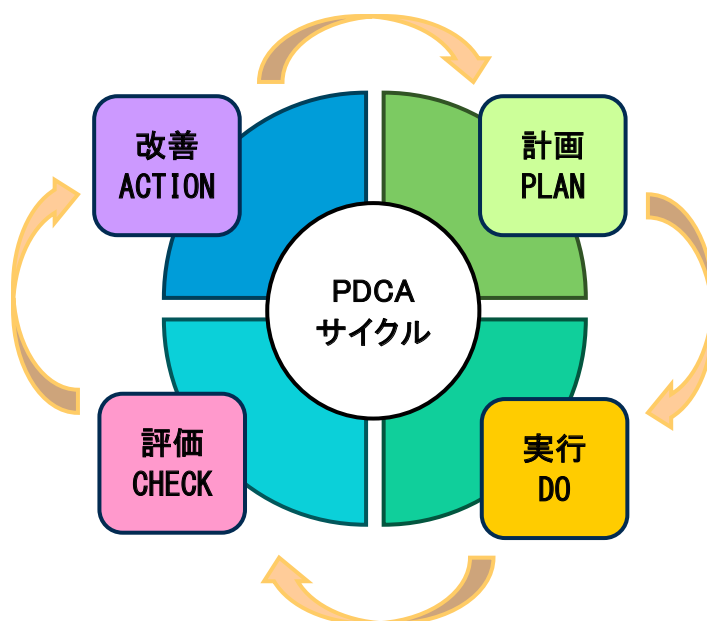
経営戦略の事後  
検証、更新等に  
関する事項

「経営戦略」の期間は10年以上を基本としますが、毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、5年に一度見直し(ローリング)を行います。

見直しにあたっては「経営戦略」の達成度を評価し、また、「投資・財政計画(収支計画)」やそれを構成する「投資試算」「財源試算」と実績との乖離、およびその原因を分析し、その結果を次期「経営戦略」や関連する各種計画の修正等の形で企業経営に反映させる、「計画策定(Plan)―実施(Do)―検証(Check)―見直し(Action)」のサイクルを活用します。

その際、必要に応じて経営のあり方、事業手法の見直しを含めて検討を行います。また、各種の経営指標等を活用して経営規模等の類似する他自治体との経営状況の比較、経営改善事例を積極的に活用し、計画達成に向けた経営健全化・効率化の推進に努めていきます。

評価の過程においては評価の客観性が確保されるように留意し行っていきます。さらに、見直し後の「経営戦略」については、議会へ説明するとともに、町ホームページで公表します。



# 別紙

別紙1 … 経営比較分析表(令和6年度決算)

別紙2 … 投資・財政計画(収支計画)

別紙3 … 原価計算表

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

和歌山県 串本町

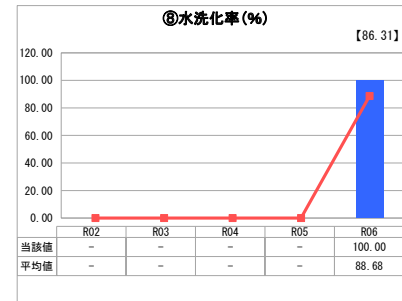
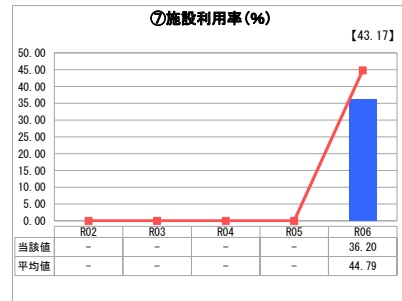
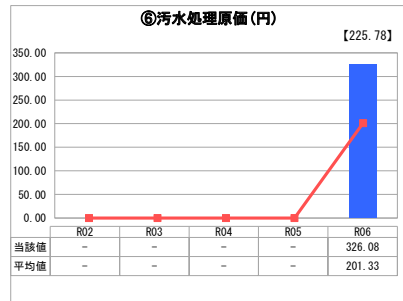
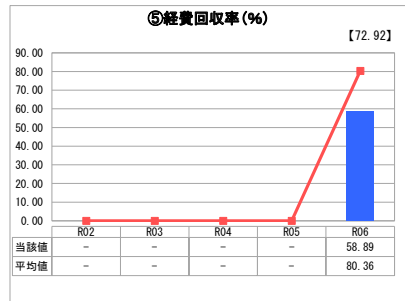
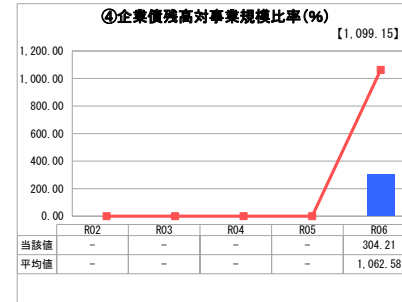
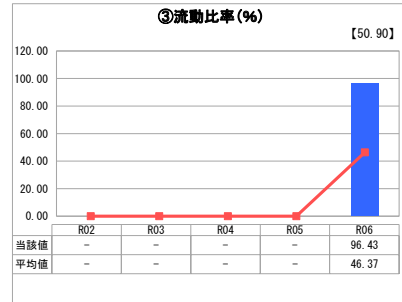
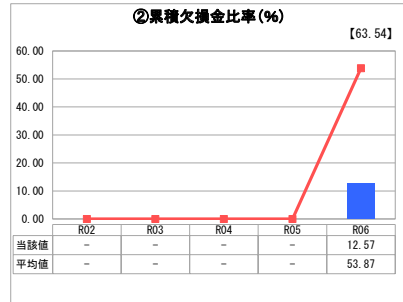
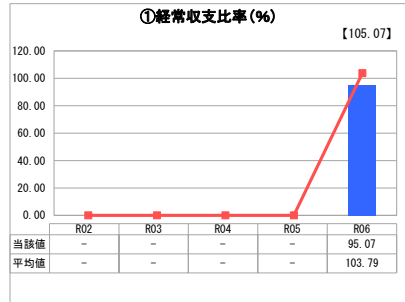
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	68.23	4.11	92.48	3,300

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
13,924	135.67	102.63
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
566	0.33	1,715.15

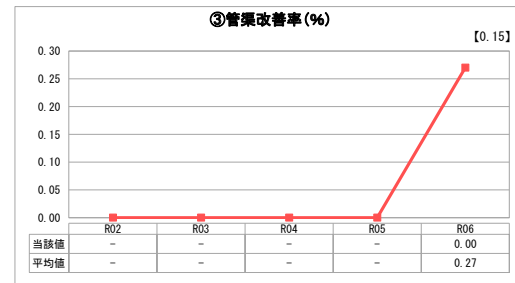
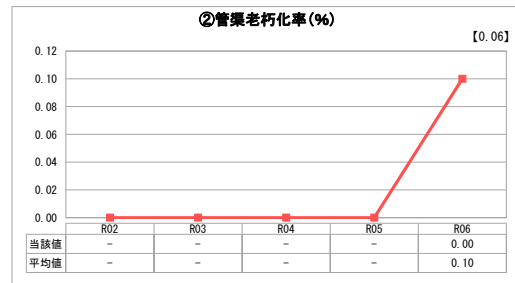
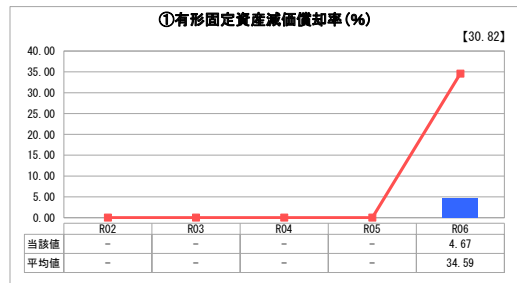
**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全性について、現在下水道事業は経常収支比率が100%を下回り、欠損金が発生している状態となっている。これについては事業規模が小さく、下水道料金収入のみでは経営が成り立たないためであり、今後もこの状況が続くと考えられる。

効率性については、人件費等の支出は既に最小限にするように努めているものの、汚水処理原価が高い状態となっている。電気代等の高騰による処理施設の維持管理費の上昇が見込まれるため、今後はさらなる維持費の削減に努めつつ、料金改定を含め、検討を行う必要がある。

### 2. 老朽化の状況について

管路については耐用年数に対して比較的新しく、有収率は高い水準である。また有形固定資産減価償却率が4.67%と類似団体・全国平均と比べて全体的に老朽化が進んでいない状況である。しかし処理場については耐用年数を超え、修繕・更新等が必要な状態となっており、これらについてはストックマネジメント計画に基づき、計画的な更新を行っていく予定である。

### 全体総括

今後は処理施設の老朽化による更新費用が発生するため、経営状況が相当厳しくなっていくことが見込まれる。今後も一層の経営改善に取り組み、赤字の削減に努める。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。



投資・財政計画  
(収支計画)

(法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		( 決 算 )	( 決 算 込 )										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	14,900	14,300	13,500	5,250	52,100	52,250	30,450	10,250	26,050	0	65,300	164,600
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	2,820	1,654	1,658	1,454	1,454	1,454	1,454	1,454	1,314	1,124	0	0
	6. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国 庫 補 助 金	13,195	10,000	13,500	5,250	52,100	52,250	30,450	10,250	26,050	0	65,300	164,600
	8. 都 道 府 県 補 助 金	0	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	30,915	26,080	28,658	11,954	105,654	105,954	62,354	21,954	53,414	1,124	130,600	329,200	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度同意債等で今年度収入分 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-[(B)+(C)] (D)	30,915	26,080	28,658	11,954	105,654	105,954	62,354	21,954	53,414	1,124	130,600	329,200	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	28,122	24,337	27,000	10,500	104,200	104,500	60,900	20,500	52,100	0	130,600	329,200
	うち 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	4,840	3,606	4,327	4,616	5,628	4,948	5,989	6,833	8,121	11,320	11,531	12,727
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (E)	32,962	27,943	31,327	15,116	109,828	109,448	66,889	27,333	60,221	11,320	142,131	341,927	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(D) (F)	2,047	1,863	2,669	3,162	4,174	3,494	4,535	5,379	6,807	10,196	11,531	12,727	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,047	722	1,592	2,816	0	0	345	4,579	4,559	10,196	5,696	0
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	1,141	1,077	346	4,174	3,494	4,190	800	2,248	0	5,835	12,727
計 (G)	2,047	1,863	2,669	3,162	4,174	3,494	4,535	5,379	6,807	10,196	11,531	12,727	
補填財源不足額 (F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (I)	70,109	80,803	89,976	90,610	137,082	184,384	208,845	212,262	230,191	218,871	272,640	424,513	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		( 決 算 )	( 決 算 込 )										
収 益 的 収 支 分		13,158	15,103	17,058	8,954	14,773	20,130	22,832	15,670	17,515	21,591	26,750	34,843
	うち 基準内繰入金	551	4,778	5,692	6,617	6,874	7,667	9,157	10,036	10,676	12,226	13,180	16,609
	うち 基準外繰入金	12,607	10,325	11,366	2,337	7,899	12,463	13,675	5,634	6,839	9,365	13,570	18,234
資 本 的 収 支 分		2,820	1,654	1,658	1,454	1,454	1,454	1,454	1,454	1,314	1,124	0	0
	うち 基準内繰入金	2,820	1,654	1,658	1,454	1,454	1,454	1,454	1,454	1,314	1,124	0	0
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		15,978	16,757	18,716	10,408	16,227	21,584	24,286	17,124	18,829	22,715	26,750	34,843

## 原価計算表

供用開始年月日  
処理区域内人口  
計算期間

平成6年10月1日  
566人  
自8年4月至13年3月  
(5年間)

## 収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 23,042	千円 22,170	千円	千円 22,170
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	28,384	32,824		32,824
合 計	51,426	54,994	0	54,994

## 支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
施設管理費	人件費			
	給 料	千円	千円	千円
	諸 手 当			
	福 利 費			
	動 力 費	2,631	2,613	
	修 繕 費	864	929	
	材 料 費			
路 面 復 旧 費				
委 託 料	22,381	25,029	5,187	19,842
そ の 他	1,265	1,636		1,636
小 計	27,141	30,207	5,187	25,020
その他	人件費			
	給 料	2,705	3,039	3,039
	諸 手 当	1,086	1,675	1,675
	福 利 費	705	895	895
	動 力 費			
	修 繕 費			
材 料 費				
薬 品 費				
委 託 料	2,155	936		936
そ の 他	5,668	4,566		4,566
小 計	12,319	11,111	0	11,111
資 本 費				
支 払 利 息	492	1,885	1,885	0
減 価 償 却 費	11,986	16,200	16,200	0
企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	12,478	18,085	18,085	0
合 計 (Y)	51,938	59,403	23,272	36,131

資 産 維 持 費 ( Z )  
使用料対象経費 ( Y ) + ( Z )

36,131

(X) / ((Y) + (Z)) \* 100 = 61.36